

第2回愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画（仮称） 策定検討会議 議事概要

1 日時

令和5年11月30日（木）午前10時から正午まで

2 場所

愛知県三の丸庁舎8階 801会議室

3 出席者

委員15名

4 会議の概要

（1）開会

（2）あいさつ

福祉部長

（3）議事

議題1 「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画（仮称）」の策定等について

議題2 その他

5 議事 要旨

以下のとおり。

<議題1>

「愛知県困難な問題を抱える女性支援及びDV防止基本計画（仮称）」の策定等について

【事務局】

資料1、資料2及び参考資料により説明

【野口委員】

○ 基本計画（案）p.33「一時保護の運用の継続的検証」において、一時保護中の生活ルールの運用のあり方等を検証するとあるが、現在、一時保護委託中の女性自立支援施設利用者から、施設の外に出られないことや携帯が使えないことに対するお声をよく聞いている。また、当事者へのヒアリングにおいても意見が出されているが、夫からの探索行動がない、帰住先がない方についてもDV被害者等と同様の取扱いがされており、散歩にも行けないという状態になっている。ぜひこの点については、早急に検討や見直しをお願いしたい。また、国の基本方針の中でも、加害者の追跡がないということが前提とはなるが、一時保護中の支援対象者の通勤・通学についてできる限り配慮することが重要であるとされているので、そういった点についても検討をお願いしたい。

○ p.38「女性自立支援施設等との連携等」に、幅広い年齢層の女性の多様な支援ニ

一ズに定めるため、女性自立支援施設への入所措置のあり方について検討するという記載があるが、非常に大きく捉えており、何を検討するのか具体性に欠けると思う。この点については国の基本方針にも記載されているが、一時保護を経ない女性自立支援施設への直接入所など、何か検討の方向性のある程度具体的に示すことができると思う。

- p. 38に「女性自立支援施設等が、女性の保護、生活支援、退所者についての相談援助といった自立支援機能を発揮できるよう、必要な支援を行います。」との記載があるが、女性支援法の中での女性自立支援施設の目的としては、女性の保護と支援の他に、心身の健康を回復するための医学的または心理学的援助といった項目もあるので、こちら書き加えていただきたい。また、今後、施設退所者の支援も充実させていきたいと考えているので、県からの必要な財政的支援をお願いしたい。
- p. 45、p. 46の「支援者の育成に向けた研修の充実」について、ここでいう「支援従事者」の中に女性自立支援施設の職員など民間人も入っているのかどうかを確認させていただきたい。もし入っていないならば加えていただき、研修に参加できるようにお願いしたい。また、支援従事者のところに、括弧書きでも結構なので、こういった方が含まれる、というところまで列記していただけないか。
- 数値目標の内「研修の参加者数」が5年間で1,500人とあるが、この考え方や積算はどのようなか、教えていただきたい。
- 愛知県女性相談センターについて、愛知県女性相談センターは現状でも女性支援の中心的役割を果たしていくことが期待される場所であるが、今後、新法が施行され、計画も進捗していく中で、例えば機関の名称を変えることや体制を充実させるなど、目に見えて変わる部分はあるのかどうか、考えがあれば伺いたい。

【事務局】

- p. 33に記載の一時保護中の生活ルールへの見直しについては、ご指摘いただいたとおり、例えば外出や携帯電話の使用についてはルールがあり、また通勤・通学等に関する課題もあるが、一時保護をされている方の背景によって、居場所を秘匿としなければならないかどうかという状況も様々なので、柔軟に対応できるように、関係者の皆様のご意見を踏まえながら、早い段階で検討させていただきたいと考えている。
- 女性自立支援施設への入所措置のあり方については、現状、愛知県女性相談センターでは、いったん一時保護をした方を女性自立支援施設に入所措置させていただくという流れとなっている。これについては直接入所できないかといったご意見もいただいているところであり、p. 38にある記述の意図としては、そういった点に検討を加えていきたいというところである。現段階でどこまで具体的に記載できるかということは再度検討させていただきたい。
- 女性自立支援施設等の機能に関する記載について、心理的援助に関してもすでに

心理療法担当職員の配置をしていただく等の適切な対応をとっていただいているところでもあり、心理的援助等について書き加えさせていただきたい。また、退所後のアフターフォローについても県としても必要な支援ができるよう引き続き検討していきたい。

- p. 46 の支援従事者に対する研修については、現在は愛知県女性相談センターの職員や女性相談員及び市町村の相談員等を対象に研修を行っているところだが、婦人保護施設や様々な民間団体で相談支援を行っている方もいらっしゃるので、そういった方も含め研修を拡充していきたいと考えている。具体的にどこまでということは来年度研修を実施していく中で検討したいと考えているが、方向性としては、民間の方にも研修にご参加いただきたいと考えている。
- p. 51 の数値目標の研修参加者 1,500 人は、5年間の累計として設定している。現在行っている研修のほかにも可能であれば研修を拡充していきたいと考えており、それらを加え、1年間あたり延べ300人程度ご参加いただけるような研修を企画していきたいという構想を持っている。
- 愛知県女性相談センターの名称については、新法では「女性相談支援センター」という位置付けになることから、新法で「支援」という言葉が入ったことの趣旨や他の自治体の状況等を鑑み、前向きに検討をしていきたい。
- 女性相談センターの体制強化についても、人員配置や予算措置の関係もあり、現時点では具体的なことを申し上げる段階にはないが、女性相談センターの体制強化を十分に行い、市町村のバックアップをしていくことが重要だと考えているので、そういった視点で適切に対応させていただく方向で検討している。

【野口委員】

- 研修については、できる限り多くの研修機会を与えていただくようお願いしたい。

【可児委員】

- DVの関係では、p. 32、p. 33の「適切な安全確保の実施」において様々な現状等を挙げられているが、安全確保の実施に関して重要な点の一つがDV防止法に基づく保護命令の申立てだと思う。DV防止法が制定された当初は県女性相談センターの女性相談員が保護命令の申立ての支援をし、実際に申立てをするケースが多々あったかと思うが、最近はあまり見かけなく、また今回の計画（案）の中でも保護命令の申立て支援は全く触れられていない。今後の取組として支援措置の利用については周知を図るという記載があるが、保護命令の申立て支援を行うというところまで踏み込んだ記載とできると良いと思う。
- 保護命令については、DV防止法の改正により、来年4月から、生命、身体、自由、名誉、財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫を受けた者、いわゆる重篤な精神的DVを受けた場合も申立ての対象となった。ただ、法そのものには規定が

ないが、国の基本方針の中で、いわゆる精神的DVの場合にはうつ病やPTSDなどの診断書が必須になった。明らかにメンタルに不調をきたしていても、配偶者と一緒に住んでいる間は病院に通えておらず、病院につながれていない、診断書がとれていない、という方が結構出てくるのではないかと思う。そういった場合に、一時保護をして保護命令の申立てをするという段階で、例えば医療機関との連携の中で病院につないで診断書を取得できるような体制を整備する等といったところまで踏み込めないか。

- 女性支援に関しては、計画（案）全体を通して、DV以外の困難な問題を抱える女性、特にDV被害やストーカー被害のように保護して周りから見えなくさせて安全確保をする必要があるタイプではない困難な問題を抱える方に対してどのような支援がなされるのか、いまいち分かりづらい。計画の書きぶりから、一時保護がマストのように見えてしまうが、そうするとDV等以外の困難な問題を抱える方々が助けを求めて来ない可能性が出てきてしまうので、一時保護はマストではないことがより明確に分かるようにした方が良いのではないか。
- 一時保護がマストではない場合、女性自立支援施設やそれ以外の民間団体との連携も含め、DV被害やストーカー被害に遭っている方とは違った形の支援もあり得るというところを、もう少しどこかに分かりやすく書き込めないか。
- 数値目標について、「配偶者や交際相手など親密な関係の人から受ける暴力をDVと呼ぶことを知っている人の割合」の目標が100%と記載されているが、100%は絶対に実現しない。もちろん100%を目指すことは良いが、数値目標はある程度実現可能なものを書かないと意味がないと思うので、100%を目指すとしても、「99%以上」などとするなど、もう少し検討できないか。

【事務局】

- 保護命令の手続きに関する具体的な支援については、女性相談員が適切に支援を行っていくということを書き加えたい。
- DV防止法の改正による保護命令の拡充に伴い、精神的DV被害者の方が申し立てをする際には診断書が必要となることから、一時保護中も必要に応じて医療機関につながるような支援をしていきたい。現在も県女性相談センターにおいては精神科医に助言をいただいております、支援者を通じて、医療機関受診の必要があるケースの場合には受診勧奨を行う等の支援を実施しているが、そういった点も適切に対応していきたい。
- 数値目標については、現在「DV」という言葉の認知度が70%程度で、目標を100%としている。現実的には100%という数値を出すのは難しいが、こういった目標を掲げることで「県民全ての方に」という行政の意気込みを示すという意図もあるので、御理解いただけるとありがたいと思う。
- 全体的に一時保護が前提となっているように見えるという点について、女性支援

の中で一時保護は非常に重要ではあるが、決して一時保護を受ける方ばかりが対象ではなく、それ以外にも様々な、保護はしなくてもよいが自立に向けて支援をしなければならないという方もたくさんいらっしゃると思う。女性が抱える困難は多種多様であり、全てについて具体的な策を記載することは難しいが、一時保護がラストではないというところについてはきちんと分かるよう、少し記載を修正したい。

- 女性支援法による支援対象者は、若年女性も含め幅広い年代の様々な困難を抱えた女性となるが、法の制定の背景にもあるように、民間団体が非常に幅広い活動をされている。愛知県内にも p.47 に記載があるような居場所の提供やアウトリーチ支援などといった活動をされている民間団体もある。公的な一時保護だけでなく、そういった方々ともしっかりと連携しながら、地域で自立に向けてしっかり支援をしていくという姿勢で、少し書き込んで対応したい。

【佐藤委員】

- 一時保護以外の支援という点にも関連することだが、現在の基本計画（案）においては、社会福祉協議会や自立支援機関についての記述がない。生活困窮者支援等を実施する立場としては、社会福祉協議会や自立支援機関といった機関についても、民間や様々な施設との連携というところで触れていただいた方が良いのではないかと思う。

【事務局】

- 社会福祉協議会では身近な地域で生活困窮者等の相談支援を実施していただいておりますが、記載が足りないという点について改善させていただきたい。自立支援機関については p.29 で「生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業」という記載をしているが、もう少し窓口として分かりやすい書き方にさせていただきたい。また、社会福祉協議会の役割も非常に重要だと認識しているので、そういったことについても十分に盛り込んでいきたい。

【座長】

- 市町村レベルでの市町村役場と市町村社会福祉協議会との連携という点も書き込んでいただけると良いと思う。

【亀井委員】

- 相談者はどこの窓口に行けば良いのなかなか分からない。例えば、社協から「市外の社協からDV被害者について相談を受けた」と連絡をもらうこともある。そういったことから、窓口の周知という点で、どこから入っていても、ネット検索すると同じようにヒットする、というウェブサイトを作っていただけないか。情報集約を行い、すべての人たちが情報の共有ができるようにしてほしい。ただ単に「ここにこういう機関がある」という情報だけではなく、それぞれの機関の承認を得た上で、ここまでは情報提供をしてよい、というものを載せ、連絡先やホームページのリンクも掲載する、というものを作っていただけないか。時間がかかってもいい

ので、そういうものをまず作成していただきたい。加害者に知られると困る情報もあると思うが、まずは被害に遭っている人がアクセスしやすい方法を工夫していただきたいと思う。

- 参考資料の調査結果概要を見ると、公的機関等への相談時に困ったこと、いやな思いをしたことというところで、例えばここに「自分の希望とは違う支援を受けることになった」とある。例えばこういう事態になった際、つまり公的な相談窓口につながりいろいろな支援をしていただけたけれども、「これは自分が思っていた支援とは違う」と当事者が思ったときの対応が必要。女性支援法には当事者の尊厳や意思の尊重という言葉が多く入っているが、支援の現場で具体的にそれを実現することは本当に大変なことだと思う。自分の意思に反した支援が行われてしまったときに、窓口に行ってそれを訴えるということは全ての当事者ができる訳ではないので、そういったときにどうするのかという窓口設定や必要な対応について計画に明記していただくことはできないか。
- 可児委員の意見に関連して、医療機関の診断書について、県で医療機関向けのマニュアルも作成されていると思うが、一時保護期間中の対応を行うだけでなく、医療機関のDV等被害者に対しての理解を深めてもらい、必要な場合には適切に診断書を書ける医療機関が増えるよう工夫をしていただきたい。
- 新法や基本計画に則って事業を行っていく上で一番大切なことは当事者にとっていかにメリットがあるものにしていくかということではあるが、支援する側の体制整備も重要だと思う。「専門性」といった言葉や研修の必要性は多く盛り込まれているが、相談員の「増員」という言葉が入っていない。設置するとは書いてあるが、現状の人数で十分に対応できるのか疑問である。名古屋市や愛知県もそうだが、さらに各市町村では相談員の配置がされていないところもまだある。相談員の育成には時間がかかる。計画にも支援員の養成、増員という言葉もきちんと盛り込んでほしい。新法では「女性相談支援員」という位置づけになっていくようだが、現状の相談員だけでは、とても対応できない。人件費もかかり、予算計上も必要なことだと思うので、具体的に取り組んでいただく必要があると思っている。
- p. 46に「支援従事者等に対し、研修等において、支援従事者特有の心理的負担に関する理解の促進を図ります」とあるが、この計画の中には「感情労働」や「感情疲弊」という言葉が一切ない。自分が参加する研修では、対人援助は「感情労働」のひとつとみなされ、「感情疲弊を生ずる」という言葉が入っている。そういったことも踏まえ、メンタルケアについての内容を具体的にもう少し入れてほしい。名古屋市の委託で「リセットプログラム」という、援助職の人たちの感情疲弊を少しでも回復するための研修を行っているが、そういった内容は個人ではなかなか行えないので、そういうものも定期的で開催していくことが必要なのではないか。
- 県から当事者からヒアリングした際に、安全なところになかなかつながらない、たらい回しの問題がある、という課題が挙げられている。p. 32「適切な安全確保の

実施」において、迅速に安全を確保することが必要と書いてあるが、「迅速に」だけでは分かりにくいので、例えば夜間対応をどうするのかということも盛り込むことはできないか。特に夜間は、「どこにつながったらいいかわからない」という課題もある。昼間であれば普通に役所や警察に行くということでもいいが、その場合も、そこにつながった後どうなるかということが見えないと当事者は動けない。もう少しそういった課題に関しての工夫が必要なのではないかと思う。

- p. 37 に関係機関との連携強化について記載があり、今後の取組として支援調整会議の場を活用するとあるが、支援調整会議は今実際にすでに開催されているものなのか、どのような構成メンバーか、例えばケースによっては関わっている民間団体も入れていただくことができるのかどうか、教えていただきたい。
- より充実した支援をしていくためには早期の段階で支援関係者が集まってケースカンファレンスをする必要があると思う。そのため、充実した支援を行っていくためには、支援の早期の段階でケースカンファレンスをし、また事後にはきちんとケース検証をする等ということも必要だと思うので、そういったことに関しても可能であればどこかに盛り込んでいただけると良いと思う。
- 民間団体は柔軟な対応をしているという意見があったが、柔軟さの中身は団体によって違う。どういった柔軟な対応をしてくれるかというところで当事者の思いとこちらの実施している支援の内容が食い違うということが往々にしてある。民間シェルターでも、外出は何でもOK、携帯も全てOKという対応とはしておらず、そういった点にも支援の難しさを感じている。

【事務局】

- 窓口の一元化については、p. 28 の現状と課題に記載があるが、女性が生きていく上では様々な困難を抱えることが想定されることから、困難に直面した場合には、まず相談や支援を受けることができるということを知っていただきたいと考えている。また、様々な困難な問題について、相談できる窓口や、「こういった支援がある」ということを事前に多くの女性に知っていただくことが重要だと考えている。ご指摘いただいた窓口周知の一元化、「ここを見ればいろんなものが分かる」という周知の仕方が必要ということは認識しており、今具体的に提示することはできないが、計画期間中にはそういった情報提供や周知ができるような方策について考えていきたい。
- 当事者の方から「自分の希望とは違う支援を提供された」というご意見をいただいていることについて、これは支援する側がご本人の意思をしっかりと把握できていなかったためではないかと考えている。この点については、相談支援員の資質の向上を図り、ご本人の意思をしっかりと踏まえ、意思を尊重しながら適切な支援の情報を提供し、一緒になってあるべき方向性を考えていく、という姿勢を持つことが最も重要だと考えている。そういった支援技術を持っていることや、様々な支援策を相談員自身が熟知しているということがまず大切だと考えているので、相談員

向けの研修において人材育成に努めていきたいと考えている。

- 医療機関との連携に関しては、医療機関向けマニュアルを作成しているが、まずは一つ一つの医療機関にDV等に対する認識を持っていただき、必要な場合には診断書を書くなどの対応をとっていただくための理解を深めていただくことが必要となるので、医療機関向けの理解促進にもしっかりと努めていきたいと考えている。
- 相談を受ける側の体制を整えていくことは重要と考えている。女性相談支援員（現行：婦人相談員）については自治体が配置する際に国費で財源支援がなされているが、都道府県側としてはその額が十分でないと考えており、国に対して適切な財源措置をするようにという要望を重ねているところである。この点については県レベルで対応することは困難だが、市町村にも専門の相談員を置いてもらうための理解の促進は行っていきたいと思っている。
- 相談員のメンタルケアについては、第1回検討会議でもご意見をいただいたところであり、p. 46に「支援従事者等に対し、研修等において、支援従事者特有の心理的負担に関する理解の促進を図ります」という記載を、またp. 45の「現状と課題」においては、支援従事者自身が心理的に思い負担を抱えることがあり、安心して活動できる環境が必要だという認識について記載をしたが、「感情労働」、「感情疲弊」という言葉について、どれくらい盛り込めるかということは検討させていただきたい。また、県において実施する研修においても、相談従事者に対しご自分のメンタルを整えていく方法等についても示していけるとよいと考えている。具体的にどのように研修に盛り込むかは整理できていないだが、ご意見を踏まえ、その点も対応していきたいと考えている。
- 支援調整会議の設置方法に関して、国から一定の目的や設置方法等についての例示はあるが、明確な定めはない。県においても、これから具体的な設置方法を検討していきたいと考えている。その中で構成員も検討していくことになるが、関係団体等、実際に支援当たっている方々のご意見を十分にお聞きできるような体制を整えていきたいと考えている。
- 一時保護については、現在、警察と連携し、夜間に保護が必要な事案が発生した際には緊急的に保護ができる体制を整えている。女性相談センターの職員も夜間も必ず電話対応できる体制をとっているほか、一時保護所に代務員を配置し夜間も受入できるようにしている。今後も引き続き警察と連携し、適切に対応していきたい。また、夜間でも躊躇せずにご相談していただけるということをお知らせしていくことも重要だと考えているので、そういった点も県民の皆様への情報提供の中でお知らせしていきたい。

【亀井委員】

- 予算の限りもあると思うが、警察でも緊急的に宿泊できる制度を持ってもらっしやると思う。当事者は慌てて家を出て警察等に飛び込んでみたものの、よく考え

てみると「これでよかったのだろうか」と思い迷うこともある。そのため、例えば警察の提案でホテルに1、2泊させていただき、もう一度考え直す時間が持てると助かることもある。ただ、警察の宿泊対応に関しても、周知が徹底されているとは思えず、そのあたりは警察の方がどうお考えなのか気になるところではある。

【繁原委員】

- 警察ではどんな案件でも24時間対応している。本当に困っている人からすると、予算は限られてはいるものの、一定期間ホテルに宿泊しても良いということはお伝えすべきだと思うが、一方で、困難な事情のない人で、寝泊りをする場所がない人が「警察は泊めてくれる」と考え利用しようとする可能性も考える必要がある。現に、泊まるところがなく「寒いので外で寝たくない」という理由で軽い犯罪を犯して留置場に入ってくる人も多くいる。そのため、周知等については要検討かと思う。

【亀井委員】

- 親とうまくいかなくて家を出てきてしまった高校生や、18才を過ぎていて児童相談所の保護の対象外となる若年女性のことが問題となっている。一時保護すれば良いということでもないと分かっているので、対応に苦慮している。計画案にもあるが、困難な問題を抱える女性は本当に多岐にわたり、制度設計が追い付かないところで本当に困っているのも、みなさんでお知恵を出し合えると良いと思っている。

【繁原委員】

- 計画案を見て、非常によくできていると思ったが、その後どうやって具体的なプランを考えていくのかということも大切。関係機関との連携や情報共有についても記載されているが、どのように連携や情報共有を図っていくのかというところがこれから非常に大切になってくると思う。理念としては素晴らしいと思うが、研修や、連携の場を作ることも含め、その後具体的にどう動かしていくのかというのが一番大切なところであると思う。

【座長】

- 連携、協働といっても、みんなが同じことをするという訳ではなく、それぞれの配置されている機関の根拠法等も違うといった事情もある中で、その間をどうやって埋め合わせて動かしていくかというところが、理念ができてきた次の段階として重要となる。財政的な問題もあれば、それぞれの視点による限界もあるという中で、どこの隙間を埋めていくかというところがとても大事になってくると思う。

【増井委員】

- 困難な問題を係る女性支援全般とDV被害者支援の両方についての施策が書かれたことで、少しDV被害者支援の弱さが見えると思った。困難な問題を抱える女性支援というところをぼやけてしてしまうところもあると思うが、DV被害者支援につい

ては比較的明確になっているところもあり、もう少し具体的に出せるところもあると思う。

- DV被害者がその後権利を取り戻し安全に生きていくためには、「心の線を引く」ということと、安全確保も含め「関係の線を引く」こと、また「生活ができていく」ということ、この3つが必要になっていく。
- 心のことに関しては、過去に行った調査では、地域で暮らすDV被害者の70%以上がPTSDを抱えた状態にあり、しかし十分な治療を受けられていないという状態で子育てをしているということが明らかになっている。計画案の中では、p. 42、p. 43の心のケアや、愛知県女性相談センターの一時保護中の心理的ケアについて書かれているが、その後地域で生活されている母子に心理的なプログラムやケア等についての記載も必要ではないか。トラウマやPTSDに関しては比較的エビデンスのベースがあるプログラムもある中で、民間との連携も含め、そういったプログラム等につないでいけるための支援が必要だと思う。P. 43の子どもへの支援についての項目においても、児童相談センターの児童心理司がその後のDV被害者の親子に継続して関わるというキャパシティはないかと思うので、そこにプラスしての心理的ケア、トラウマ治療・ケアがいると思う。性暴力被害者に関しては書き込みがあるが、DVに関しても、その後地域で暮らすということも含めた支援の検討をしていただきたい。
- 「関係の線」や、安全確保に関して、愛知県における保護命令の申立て件数の低さに驚いた。配偶者暴力相談支援センターや婦人相談所には申立て支援の役割も求められているところだと思う。自身の他府県の実践では、対象となると思われる方にはもらさず情報提供を行い、そして申立て支援を行うということを行っていた。また、保護命令の証明の書き方のツールを作ったり、それを市の相談員や配偶者暴力相談支援センターにロールプレイで研修したりしつつ、面接での書面作成、必要や状況に応じて同行支援などを実施していた。そういったことを十分に取り入れていただく余地があるのかと思う。必要な人に情報が伝わっていないと思われるので、ぜひそういったことも参考にして取組を推進していただければと思う。
- DV被害者や困難な問題を抱える女性が、法的に自分にどのような権利があるのかということ十分に認識されていないという課題がある。また、関係から離れたいと思っているDV被害者の方は、理解がある弁護士につながることで大きく今後の自立につながっていく。そのため、一時保護の対象となる方のみならず、相談者が女性相談を入口として弁護士相談につながれるという支援をぜひ検討していただきたい。
- 生活の立て直しという点では、生活保護制度等だけでなく隙間の支援が必要になってくると思うので、地域福祉課が所管している生活困窮者支援等との連携を踏まえていただきたい。
- p. 46の専門職への研修について、児童相談所や母子父子自立支援員、生活困窮

者など様々な分野について記載していただいております、「女性支援」という言葉もあるが、「DV被害者支援」という言葉もぜひ入れていただきたい。DV被害者支援から女性支援にも広がっていくと思うので、研修の中身として、具体的な文言を入れていただきたい。

【片岡委員】

- 前回の会議後、性犯罪・性暴力被害者支援事業についてかなり盛り込まれたことが良かったと思う。ただ、目標を「困難な問題を抱える女性の自立」等とされているが、それがなくなるような社会を目指すということを目標として具体的に入れていただくと良いと思う。
- 困難な問題を抱える女性の背景には虐待、DV、性暴力ということがベースにあり、NHKと実施したアンケートでも、実質、15.1歳で初めての性被害を受けているという実態が分かった。例えば性暴力被害者支援を行っている「なごみ」の案件でも、約55%は中・長期で、72時間以内の急性期で来ている案件ではない。その人たちの背景の中には虐待、DV、性暴力があり、実質的にはその方たちはほとんどトラウマを抱えている。
- 多くの方が相談できることを認知できておらず、自分たちが関わって相談できる機関を紹介しても、ほとんどのDV被害者の方が帰られてしまう。相談するところまでどのように来てもらえるかが重要。学校に関しても、学校で子どもたちが被害にあった場合もほとんどの子どもは話さない。計画案の研修や周知の対象に学校関係者や保育士等も入っているが、やはり保育所関係者も含む研修等が重要。また、企業の中でセクハラやDV、性暴力を受けて相談した際も、多くの企業において理解が不足しており、大抵、退職させられてしまうという実情がある。学校から退学を示唆された例もある。
- そのため、十分な理解を広めていくことと、またどのように支援を必要とする人たちをキャッチして支援につなげていくかということを考える必要がある。来た人をどういう風に支援していくかは計画案の中に多く書いてあるが、相談に来ない人をどうしていくか、啓発事業だけでは不十分だと思うので、例えば研修を受けられる方を広めていただくと良いと思う。
- 実態をデータとしてどういう風に出してきていただけるか、そこがないと愛知県の実態がどうなのかというところが、暗数という形でしか捉えきれない。それが分かって初めて連携、支援につなぐことができると思う。自機関だけで終わらず適切に次のところつないでいく、そういった連携やネットワークをつないでいただけるような形にしていただくと良いと思う。
- 性犯罪・性暴力被害者支援事業は愛知県の県民安全課の中でかなり進んでおり、救命救急センターも含めた機関にSANEを配置し各部署で適切に対応できるような形で進めているが、そこにうまくつながっていけるような連携ネットワークを

県としてしっかり整備していただけると良いと思う。

【座長】

- 潜在的な支援対象者にどのように支援を届けるかということは、本質的な、考えなくてはならない課題だと思う。

【東委員】

- 「関係機関の連携」という話題が出てくるが、「関係機関」として医療機関や警察、福祉事業の機関は当然思い浮かぶが、実際には具体的にどういった機関があるのかが分かりづらい。この基本計画を誰が読むか想定することは難しいかもしれないが、「関係する機関」という文言に、具体的に何が含まれるのかということをもう少し明示していただきたいという印象を持った。
- 専門機関と当事者の間に大きな距離があり、どのようにつなげるのかということも課題として提示されたが、そのためには専門性を持った人への研修だけでなく、普通の県民、隣の人がいかに支援できるか、そのための知識を持てるかということが重要だと思う。会社で退職させられる、学校で退学させられるという事例が挙げたが、これらはまさに知識不足ということだと思う。親しい人に相談しにくいけれども、少し相談したらもしかしたら誰かが何か知っている、当事者が知らなくても隣の人知っているという、状況を作ることがとても大事だと思う。例えばこの計画の中で、女性支援従事者を対象とした研修の目標があるが、研修とまで言わなくても、出前講座の対象数やDVの認知度以外にも、もう少し、普通の人がかような相談窓口、どこに相談すればいいのか、警察や医療機関はみんな知っているが、そういったところに相談してもよいことや、またはワンストップ支援センターの電話番号など、もっともっと当事者以外の普通の人を知ることが大事だと思う。特に、女性相談センターについては、自分も具体的なことはよく分からない。例えば「生活保護」という言葉であればほとんどの人が知っているように、当然のように困難な女性は支援されるべきであること、支援制度があること、といったことをどなたもが知るような啓発を目指す、つまり、専門家と当事者の間をつなぐ人の研修や周知、関わらない人も巻き込むということをどこかに盛り込んでいただけないか。自分事として、明日は我が身かもしれない、男の人であっても自分の娘が明日そうなるかもしれない、といったことが想像できるような、全ての人に関わる問題だということによって記載が何かできると良いと思う。

【山本委員】

- 母子父子自立支援員や女性相談員には一生懸命対応していただいているが、やはり資質の向上が必要である。また嘱託職員の方が多いために、一般の公務員より給与も低い。給料体制等の面でも、資質向上に見合うそれなりの体制が整っていれば、より良い方も集まり、支援も充実できると思う。予算的な課題もあるかもしれないが、公務員の中からそういう方を配置することも考えていただけるとより良いと思う。

- ひとり親の支援をしている。いろいろな窓口を回ってきてから自分たちの相談窓口にたどり着いたという人もよくいる。どの方も、関係機関がよく分からないと言われる。また、支援している側も十分に分かっていないことが多い。今はAIやチャットボットによるDV相談もあるかと思うが、そういったものも活用しつつ、DVのこういった相談はこういうところに、ということが分かるツールが、24時間対応であると、さらに便利だと思う。支援する側としても、支援策や窓口のすべてを把握しているという人はなかなかいないと思うので、そういった便利なものがあると支援しやすくなると思う。
- 野口委員からも話があったが、女性相談センターからは、一時保護中は外に出るはいけないというルールが運用があり、守るように依頼されているが、母子生活支援施設の一時保護の場合は必ず子どもと一緒にいる。1週間もすると、子どももストレスが多くなり、暴れまわったり、親子同士のストレスから親子喧嘩をしたり、イライラしたりするケースをよく見かける。心のケアが必要なのに、反対に悪くなるように感じる。ケースによって園庭までは良い、少しの散歩は良いなど、柔軟な対応にさせていただけるとありがたいと考えている。
- 民間の支援員も対象とした研修会も拡充していただきたい。

【辻川委員】

- 窓口の一本化について、計画案には「包括的」「重層的支援体制」という言葉がいくつも出てきている。数年前から国がそのような方向性を示し各自治体が動いているところだと思うが、実際にはまだ、どこにいても「違う」と言われ、たらい回しのような状態になっている現状があると思う。具体的な連携体制等を明記していかないと、言葉だけでは進まないと思う。今後開催するネットワーク会議の構成メンバーについても、そのあたりを視野に入れて構成メンバーを考えていただけるとよい。
- p. 23 に学校関係者、医療関係者等への周知についての項目があり、「医師会等の協力のもとに、『医療機関向けDV対応マニュアル』等を活用し」という医療機関への周知についての記載があるが、マニュアル配布だけでは周知されないと思う。何らかの説明会等を設けないとなかなか医療機関には伝わっていかないとと思うので、そういった対応をお願いしたい。
- 医療機関は実際に受診していただかないと発見できないというところがある。自分も医療機関に勤めていて訪問看護等にも行くが、家に訪問することで発見することが多いと思う。訪問看護ステーションや、高齢者でいえばケアマネージャーやヘルパー、障害者支援の部門の相談支援専門員などといった方たちはご自宅へ訪問する機会が多い。対象者の訪問をすることによって、同じ世帯、家族の中で困難を抱える方、例えばひきこもっている方などを発見することも多いと思うので、そういった方たち向けにも周知や啓発を進めていけると良いと思う。

- p. 40 で医療費等の支援をすると記載があるが、すごく良い取組だと思うので、もう少し具体的に、どういった形で支援するのか、記載できると良いと思う。

【渡邊委員】

- 関係機関との連携という言葉が度々出ているが、支援を受ける側の人だけでなく、支援する側への対応も必要。関係機関の中でも特に専門の部署でない窓口にも、困難な問題を抱える女性等が相談に来られないとも限らない。そういった場合、様々な関係機関の各部署、各職員が制度や窓口をまずはいろいろと知っていないと案内や周知もできない。支援を受ける側だけではなく、支援する側の職員それぞれが案内をしやすいよう、窓口情報の一元化や、ウェブサイト作成などの手法も含め、案内、支援しやすいような体制づくりにも取り組んでいく必要があると思う。

【千喜良委員】

- DV被害者への支援ももちろんだが、特に多種多様な困難な問題について記載していただけたのがよかったと思う。
- 計画が形となった後、実際の支援の現場で本当にお困りの皆様方にきちんと支援が届く、それもその方が望んでいらっしゃる支援がしっかり届く、ということが本当に大事だと思っているので、他の委員からも発言があったが、支援の内容やレベル、連携の方向などをいかに具体的に落とし込んでいけるかが重要だと思う。
- 自分も名古屋市でDV被害者支援や女性福祉を担当しているが、被害にあって支援を受けられる方は、その時だけの支援が必要なのではない。例えば母子の方であれば、小さいお子さんがDVのある家庭で育つと、その後お子さん自身も成長していく中で様々な困難や問題を抱えてしまうということがあると思う。一時だけの支援だけではなく、長い目での対応、新しい問題を起こさないような視点も、行政ならではの取組視点ではないかと思う。そういった意味で、社会も変わってくることから、社会の実態の把握や動きの把握も今後併せて必要になってくるのではないかと思う。

【井上委員】

- 市町村への支援について、数値目標にも市町村が行うことがいくつか含まれているので、どのように県から市町村に具体的に働きかけるかということは重要だと思う。P. 26、p. 27 の今後の取組として、市町村に必要な助言や情報提供を行うという文言が多いが、市町村ごとに状況も異なる中、それだけでは対応は難しいと思う。もしできればもう一歩進むという形で、例えばいろいろなネットワークの会議も行われると思うので、市町村を集めた会議など、何を使って取り組んでいくかという視点があると良いと思う。
- せっかく相談に行ってもそこでうまくつながらないということは自分も日々の相談業務で感じているので、まずは市町村までつながったら何とか適切な支援につながる、ということが大事だと思う。女性支援の相談窓口の方々も実際に活躍でき

るようになるには、支援調整会議がDVだけでなく、困難な問題を抱えた女性を一般的に支援するための場として機能するなど、市町村の中での連携をきちんと整備していくことが必要だと思う。一方で、各市町村でそのノウハウがあるわけではないので、できれば県でスタートアップのマニュアルや効果的な取組の事例集などを作って支援していくなど、何か具体的な支援があると市町村としても心強いのではないかと感じた。

【近藤委員】

- p. 43 の今後の取組にある「学習支援等の実施」について、DV被害者のお子さんには不登校の方がとても多いので、そういう方たちの学習支援の問題は深刻だと思う。居場所づくりの課題と学習支援の課題は大きい。名古屋YWCAとは別の団体で活動しているメンバーの中に、無料ボランティアで子どもに勉強を教えている方がおり、県内の様々な市に出張して学習支援の場を作っておられるが、その方では、市町によって支援してくれる額が違うので、開催できる頻度が全く違うと聞く。そういった差の埋め合わせは市町村では限界があると思うので、県で具体的な支援を実施していただけるとありがたいと思うので、その点を追加していただきたい。

<議題2>

その他

【事務局】

- 今後のスケジュールとしては、12月下旬からパブリック・コメントを実施、来年2月に第3回検討会議で最終案の検討をしていただき、3月に策定・公表させていただく予定となっている。

以上